

平和よみがえる

コンニャク作りと

トコロテンの製造

20年(1945)8月15日を岐点として、わが国は有史以来の混迷の時機を迎えた。アメリカのB29爆撃機で破壊された住宅、産業、食料の絶対量の不足からくる飢餓、それらが敗戦という絶望感をともなって人々は虚脱状態におちいった。

乏しい物資をわけあって耐えしのんだ戦時中の道徳は消えた。闇(やみ)取り引きは取り締まりをくぐって公然たる存在となり、配給制度は力なき庶民のギリギリの生命を維持する制度と化した。このような崩壊寸前の祖国再建のため、9月には第90議会において「臨時物資需給調整法」が成立した。この法律はその運営方針に(1)経済の民主化、戦時経済方式の撤廃、私的独占の禁止、民間機構を利用する統制の廃止、切符制度の採用などがうたわれ、戦争中の統制会、統制会社、統制組合などによる割り当

て配給制度は許されなかった。そこで、登場するのが「食糧品配給公団」である。(別項)

さて、当社は20年(1940)、横浜市乳工場を閉鎖し、森永東北農産工業(株)(現福島工場)を合併し、森永食糧工業(株)生産第2部を乳業部と改称、9月に山梨の連隊から復員した私は、乳業部長として乳業部門を担当することとなり、私の北海道興農公社在任中、また昭和18年の森永乳業復帰後他の部長の担当中に建設された工場をみるため、まず長野県松本工場と九州の各工場を視察した。いづこも工場はあれど牛乳は極度に不足し、乳業部とは名のみである。しかし、敗戦のドン底からなんとか立ち上がるために、工夫の結果コンニャク製造に乗り出した。福島工場に幸いコンニャク粉が153俵あったので、それを全工場に配布してコンニャク製造、これが当社の大いなる収入となった。また、テン草を集め、トコロテンおよびサッカリン入りゼリーを製造販売、これを約2年間つづけて糊口をしのいだ。このテン草

資料 ④ 日本乳製品協会の設立

日本乳製品協会の創立の趣旨は、乳製品の統制の事業を従来の日本製酪業組合から公団にゆだねられると同時に、戦後の急速な復興を企図する意味から、つぎの事業を重点に行なうため、日本製酪業組合の後継団体として団体設立必要の気運が醸成されたのである。すなわち、(1)乳製品の消費ならびに宣伝に関する件 (2)酪農の普及発達に関する件(全国酪農協会ならびに日本酪農講習所に関する件も含む) (3)会員と諸官庁ならびに食料配給公団との連繋、折衝に関する件 (4)価格決定に関し関係官庁に業者の実情を具申し必要な資料を提供する件 (5)会員の必要なる資材調査に関する件 (6)古缶回収ならびに利用に関する件などの事業が必要となったので、諸般の準備をなし、昭和23年1月31日東京港区田町森永ビルにおいて、日本乳製品協会の創立総会が、農林省食品局長三堀参郎氏に臨席のもとに定款、初年度収支予算ならびに事業計画、会費徴集方法、役員を選任などの議案が承認可決されて発足するに至ったのである。

当時役員に、会長・植垣弥一郎 常務理事・竹内源太郎、同加賀保広、理事・瀬尾俊三、同大野勇、同小出義男、監事・吉本麟太郎、同木口福蔵が選任された。

昭和23年度の事業

- 1 価格関係 (牛乳価格改訂) 昭和23年8月18日(乳製品価格改訂) 昭和23年6月11日、同年8月18日の価格改訂に伴う差益計算基礎たる指示価格については、物価庁に協力の上、昭和23年12月これが決定をみた。昭和23年9月1日より取り引き税高の実施されるにおよび、当初乳製品製造業者より食料品配給公団への取り引きについては、課税されることと解釈されておったので大蔵省当局と折衝の結果、非課税の諒解を得た。
- 1 酪農関係 製酪業の基盤である酪農の復興ならびに進展をはかるため、①会員の酪農奨励事業助成、②酪農展覧会の開催(東京、大阪、その他)、③飼料確保対策、④酪農講習所事業の助成、⑤各種乳牛共進会に対する副賞寄贈、⑥酪農時報発行、⑦消費知識の普及宣伝。

(日本乳業史より)

資料 ⑤ 食料品配給公団の性格と組織

1. 公団の性格 経済安定本部総務長官の定める割り当て計画および配給手続きにしたがい、みそ、しょう油、アミノ酸、砂糖、かん詰め、乳製品、そのほか命令で定める食料品の適正な配給に関する業務を行なうことを目的とする法人である。(公団法第1条)

2. 公団の組織 (1)基本金=4千万円で、政府の全額出資による(公団法第3条)(2)役員および職員=役員として総裁1人、副総裁2人以内、理事2人以上および監事1人以上を置く、役員は主務大臣の任命による。身分は政府職員であり官吏に関する一般法令に従う。(3)機構=中央機構としては食料品の取り扱いにおいて、みそ、しょう油、アミノ酸、砂糖、かん詰め、乳製品は各生産から消費にいたるまでその事情を異にする関係上これらの買い取り、販売およびそれに付随する業務、保管、輸送を処理するために味噌局、しょう油局、アミノ酸局、砂糖局、缶詰局、乳製品局の6現業局が設置され、さらに公団全般にわたっての統制および調整を維持し、公団としての一体的運営を確保するため総務局、経理局、検査局を設けてあった。

地方機構については一般業務運営のため各都道府県にみそ、しょう油を取り扱う支部を設置、アミノ酸、砂糖、かん詰め、乳製品については5地区に支部を設けた。

3. 公団の業務 公団は経済安定本部の定める割り当て計画および配給手続ならびにこれらに関する指示に基づき、主務大臣の監督にしたがい下記の業務を営んだ。

1 物価庁の定める価格による国内産食料品および輸入食料品の一手買い取りおよび一手売り渡し。臨時物資需給調整法に基づくみそ、しょう油、アミノ酸需給調整規則、砂糖需給調整規則、飲用牛乳および乳製品配給規則により一手買い取り、一手売り渡しの機関として指定され、その業務、運営は配給方法その他について、以上の各規則により制約されていた。

2 食料品の保管、輸送および検査

取り扱われていた食料品は時期的場所的に生産条件がはなはだしく異なっているため、計画的な貯蔵、輸送をする必要がある。このため公団が必要なときは所要の施設を賃

貸または譲り受けることができるように定められ、検査は物価庁告示の定めるところに従い実施された。

なお、乳製品局長に佐藤清(明治乳業)、次長に七海久(森永乳業)、同吉田千里(雪印乳業)があたり、ほかに総務課(課長・下斗米安蔵)、経理課(課長・尾崎小作)、企画課(課長・川村武平)、配給第一課(課長・大河原喜作)、配給第二課(課長・森脇茂輔)、資材課(課長・関崎晴寿)の6課により昭和23年2月21日に発足した。

業務としてはつぎのようなものであった。

1 農林大臣は、経済安定本部総務長官の定める割り当て計画に基づいて、その消費部門別および都道府県別、割り当て別数量を決定して、これを都道府県知事ならびに公団に指示する。

2 都道府県知事は前項の割り当て数量の範囲内で、普通購入券または特別購入券を発給する。農林大臣は別途、または直接に特別購入券を発給することがある。

3 普通購入券、特別購入券および小売り業者購入票は予約券と引換券とからなり、購入券をもって購入予約申し込みする。

4 都道府県は登録小売り業者が、消費者から受け取った予約券の購入可能数量に相応する乳製品の数量を小売り業者購入券に記載し、かつ当該予約券と引き換えに小売り業者用購入券を発給する。

5 登録業者は、前項の購入券の予約券で任意の登録卸売り業者に対し購入予約の申し込みをする。

6 卸売り業者は、前項の小売り業者用購入券の予約券で、公団に対し乳製品の販売を請求する。

7 現金は卸売り業者においては乳製品製造業者または公団中間倉庫より受け取り、小売り業者においては小売り業者用購入票の引換券と引き換えに登録卸売り業者より受け取り、消費者においては普通購入券または特別購入券の引換券と引き換えに、登録業者より受け取る。

8 登録卸売り業者または登録小売り業者は現品と引き換えた引換券を、公団はその受け取った予約券を、発給した行政庁に提出する。

という機構でこれにより昭和25年3月31日まで業務を行ない解散した。

をかきあつめるため静岡県下田に出張したのが縁となり、熱海、初島のテン草採取権を落札し、1年間これを生産し、ようやく育児食の製造にはいるのである。コンニャクもトコロテンも肉、魚、野菜、菓子にあらずの自由品であったために各方面に非常に歓迎された。この間、熱川、下田、指宿で温泉および電熱製塩をし、酪農家に分配したのも苦い辛い思い出である。創業以来の苦境に培われた精神は、よくここに結束し、戦後の混迷期もとにかく工場を動か

し、嘆くだけでは祖国も森永もよくはならないと、おたがいにわき目もふらず働いた。働くことの中でのみ、敗戦と破壊の絶望感に打ち勝つことができたように思うのである。

松崎社長の辞職

さて、21年5月、松崎社長は、突如、大日本製酪業組合理事長ならびに東京牛乳乳製品統制株式会社